

(別添 4)

令和 7 年度（繰越）大山隠岐国立公園大山寺地区マスタープラン実施体制検討等業務
の
概要及び企画書作成事項

1 業務の目的

環境省では、2016 年より「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進してきた。また、近年インバウンドが急速に回復する中、観光立国推進基本計画も踏まえ、国立公園における滞在型・高付加価値観光を進めるため、2023 年 6 月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（https://www.env.go.jp/press/press_01807.htm 1）（以下、「取組方針」という。）を公表した。

取組方針においては、宿舎事業を中心とした利用拠点の面的魅力向上に取り組むための先端モデル事業として、基本構想の検討、利用拠点の選定、マスタープランの策定等を通じて、国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に関する具体の取組を実施することとしている。

2023 年に大山隠岐国立公園は、取組方針に基づき取組を進める「先端モデル事業」の対象 4 公園のうちの 1 つとして選定された。2025 年 3 月には「大山隠岐国立公園大山蒜山地域利用の高付加価値化に向けた基本構想（※ 1）（以下、「基本構想」という。）」を策定するとともに、2026 年 5 月には、地域の関係者で構成される「国立公園における滞在体験の魅力向上先端モデル事業大山隠岐国立公園大山蒜山地域・大山寺地区協議会（以下、「大山寺地区協議会」という。）」が「大山寺地区滞在体験の魅力向上に係るマスタープラン（※ 2）（以下、「マスタープラン」という。）」を取りまとめた。

本業務は、先端モデル事業のもとで策定されたマスタープランを実施するため、地域関係者との丁寧な対話を行うとともに、地域内外の幅広い民間事業者からの提案を積極的に取り入れながら、実施体制の検討・構築等を行うものである。

※ 1 : <https://chushikoku.env.go.jp/content/000298824.pdf>

※ 2 : <https://chushikoku.env.go.jp/content/000397996.pdf>

2 業務の骨子

（1）マスタープランの実施体制の検討・構築

マスタープランにおいてシンボルプロジェクトとして位置づけられた 3 つのプロジェクトについて、具体的に進めていくための実施体制を検討する。特に、プロジェクト①（参道活性化 PJT）については、（4）において進める先行プロジェクトとして想定されるため、体制構築及び事業を動かすための協議の場の設定並びに外部有識者や民間事業者からの意見聴取等を行う。検討においては、大山寺地区における魅力的な滞在体験の提供と民間の事業としての成立・継続可能性についての事業性評価の観点を取り入れる。

（２）ソフト施策の推進とブランド価値の確立に向けた検討

マスタープランにおいて、「ソフト施策の推進とブランド価値の確立」として掲げた事項（①ブランドデザイン、②インタープリテーション、③コンテンツ造成・商品化）を実施していくために必要な取組について検討する。その際、（１）の３つのプロジェクトの実施体制や内容、地域の各主体において取り組まれている事業等との関係性を考慮する。特に、①ブランドデザインについては、国立公園としての大山寺地区ならではの魅力・目指す姿を踏まえたブランディングを精査・検討し、ブランドコンセプトの案を取りまとめる。

（３）先行プロジェクトにおける取組の検討及び試行

（１）及び（２）も踏まえ、３つのシンボルプロジェクトのうち、１つ（プロジェクト①：参道活性化PJTを想定）において、「ソフト施策の推進とブランド価値の確立」及び「ハード整備と空間形成」の両面から具体的な取組の方向性について検討する。特にソフト施策の観点からは、試行的に進められる取組を検討し、地域関係者と連携して実施する。

（４）広域連携による魅力向上の取組の検討

基本構想・マスタープランや（１）から（３）の検討内容を踏まえ、大山蒜山地域として、また大山隠岐国立公園としての単位において広域的に連携し、国立公園における滞在体験の魅力向上につなげるための取り組みについて検討する。

（５）マスタープランの改定内容の提案

上記（１）から（４）の検討等に基づき、マスタープランの更新や改定が必要な個所を検討し提案する。提案内容にはマスタープランにおいて設定すべき目標についても含むものとする。なお、マスタープランの改定は、別途開催予定の「大山寺地区協議会」の枠組みにおいて協議することを予定しており、請負者は協議会において提案内容の説明を行う。

（６）打合せ及び報告書の作成

請負者は、環境省担当官との定期的な打合せ等により、緊密な連絡調整・進捗報告を行うこと。また、本業務の結果を、業務履行期限の２週間程度前までに報告書原案として取りまとめ、本省担当官の確認を受けた上で、業務履行期限までに最終成果物として提出する。

３ 履行期限

令和９年３月３０日（火）

４ 成果物

・紙媒体：業務報告書 ５部（Ａ４版 両面 150 頁程度 製本方法指定なし）

- ・電子媒体：「業務報告書の電子データ」を収納した DVD-R 2 枚
- ・提出場所：環境省中国四国環境局大山隠岐国立公園管理事務所

5 その他

本業務については、取組方針及び基本構想に基づき、適切な調査・検討手法を組み合わせることで進めること。特に民間提案の取り入れ及び地域関係者との対話を重視すること。

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、大山寺地区におけるマスタープランの実施に必要な基本的考え方及び条件を別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 業務の骨子に記述した「(1) マスタープランの実施体制の検討・構築」について、業務の実施方法・留意点を具体的に提案すること。
- ② 業務の骨子に記述した「(2) ソフト施策の推進とブランド価値の確立に向けた検討」について、業務の実施方法・留意点を具体的に提案すること。
- ③ 業務の骨子に記述した「(3) 先行プロジェクトにおける取組の検討及び試行」について、業務の実施方法・留意点を具体的に提案すること。
- ④ 業務の骨子に記述した「(4) 広域連携による魅力向上の取組の検討」について、業務の実施方法・留意点を具体的に提案すること。
- ⑤ 業務の骨子に記述した「(5) マスタープランの改定内容の提案」について、業務の実施方法・留意点を具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における、国立公園を含む地域での対話型の地域づくり計画（これに類する構想・計画等を含む）の策定業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

（7）組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。